

第2回有識者会議における主な論点

令和6年9月3日
国土交通省 都市局

主な論点の内容

①基本方針の対象、 構造	・ 基本方針の対象の明確化 ・ ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、Well-beingの指標にどの施策が関連するか全体構造に係る記述の明確化
②緑地の意義	・ 歴史や文化的な背景をもつ意義があることの記述の明確化 ・ 社会教育の場として、地域の歴史や文化、生態系などを学ぶ場でもあることの記述の明確化
③広域的な観点	・ 広域計画などの大きな観点で公的な緑地を確保していくことの記述の明確化 ・ 緑地の質を考慮しネットワーク化を図ることの記述の明確化
④各主体の役割分担、 官民連携	・ 各主体の役割分担と連携により取り組むことの記述の明確化 ・ 民間事業者やNPO法人、住民等との官民連携の推進に関する記述の明確化 ・ 民間事業者の役割が期待されていることを踏まえ、民間事業者の取組を支援する方針に関する記載を明確化 ・ 小規模なものも含め民有地の緑化の推進に係る記述の明確化
⑤緑地管理の質	・ Well-beingを実感できる公的な緑地の管理の重要性に係る記述の明確化 ・ 質を重視した管理を行うための予算、体制等の充実に係る記述の明確化
⑥都市農地	・ 地方公共団体における生産緑地制度の活用に関する記述の明確化 ・ 都市農地の保全施策の充実に関する記述の明確化

基本方針で定める広域計画・基本計画に関する事項

○基本方針で定める「広域計画及び基本計画の策定に関する基本的な事項」は、都市緑地法で規定される「広域計画及び基本計画についておおむね定める事項」としている。

○各事項に記載する内容については、基本方針の一～三の記載、都市緑地法運用指針を踏まえ案を作成

四 都道府県における**広域計画**の策定に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第4号)

五 市町村における**基本計画**の策定に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第5号)

【前文】

- 1 緑地の保全及び緑化の**目標**(法第3条の3第2項第1号)
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項
(法第3条の3第2項第2号)
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
(法第3条の3第2項第3号)

【前文】

- 1 緑地の保全及び緑化の**目標**(法第4条第2項第1号)
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項
(法第4条第2項第2号)
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
(法第4条第2項第3号)

基本的な事項

- 4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
(法第3条の3第2項第4号)
- 5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準(法第3条の3第2項第5号)
- 6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項(法第3条の3第2項第6号)

- 4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
(法第4条第2項第4号)
- 5 緑地保全地域内の保全に関する事項
(法第4条第2項第5号)
- 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
(法第4条第2項第6号)
- 7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項(法第4条第2項第7号)
- 8 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
(法第4条第2項第8号)
- 9 緑化地域における緑化の推進に関する事項(法第4条第2項第9号)
- 10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
(法第4条第2項第10号)

個別施策

- 7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項

- 11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項

その他

基本方針に定める主な内容【前文】

○広域計画及び基本計画の策定意義、対象とする緑地の範囲、広域計画及び基本計画で特に定めるべき事項等を記載

- ・ 広域計画及び基本計画の策定の意義として、**基本方針一で示す目標とする都市づくりの方向性**を記載し、計画の方向性を明確化
- ・ 都道府県、市町村の**役割分担**をふまえ、特に広域計画については、「**広域的な見地から**」策定するものであることを記載 論点③

広域計画【前文】	基本計画【前文】
・ 都道府県が人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市の実現に向けて、一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして本基本方針に基づいて策定されるもの。	・ 市町村が人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市の実現に向けて、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定されるもの。本基本方針に基づくとともに、広域計画も勘案することが必要。

- ・ 広域計画及び基本計画の対象については、範囲がわかりやすいように都市緑地法運用指針と同様に、「**都市計画区域内**」である旨を記載
- ・ 基本方針一～三で示すように**都市農地や民間事業者の保有する緑地も重要**であることから対象とする緑地として明確化 論点①、④、⑥

広域計画【前文】	基本計画【前文】
・ 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるもの ・ 都道府県が設置する都市公園、複数の市町村にまたがる大規模緑地や市街地を取り囲む農地、河川沿いに広がる樹林地といった都道府県にとって根幹的な緑地など、基本計画では扱うことが難しい規模、連続性を有する緑地についても対象とすることが望ましい。	・ 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるもの ・ 公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化、民有地である農地・樹林地等の保全等についても対象とすることが望ましい。

基本方針に定める主な内容【緑地の保全及び緑化の目標】

○広域計画及び基本計画で定める「目標」について、設定する事項の基本的な考え方を記載

- ・ 広域計画及び基本計画で定める目標の考え方として、**本基本方針一2で示した緑地面積、生物多様性、気候変動対策、Well-being等の目標**を設定することが望ましい旨を明確化 論点①
- ・ 都道府県、市町村の**役割分担**をふまえ、基本計画については、グリーンインフラの観点から設定することが望ましい目標として、**緑地の意義**も考慮して「**暑熱対策、地域の歴史・文化を守ることによる地域アイデンティティの醸成、地域コミュニティの形成**」を例示として記載 論点②、④

広域計画 1 緑地の保全及び緑化の目標	基本計画 1 緑地の保全及び緑化の目標
・ 本基本方針一2で示した緑地面積、生物多様性、気候変動対策、Well-being等の目標を踏まえ、都道府県の実情に応じた適切な目標と関連する指標を設定することが望ましい。 ・ グリーンインフラの観点から、緑地の多様な機能に着目し、雨水流出抑制・浸水軽減、生物多様性の確保など、具体の広域的な課題の解決に向けた目標を設定することが望ましい。	・ 本基本方針一2で示した緑地面積、生物多様性、気候変動対策、Well-being等の目標、及び当該市町村の存する都道府県において広域計画が定められている場合は、当該広域計画の目標を踏まえ、各市町村の実情に応じた適切な目標と関連する指標を設定することが望ましい。 ・ グリーンインフラの観点から、緑地の多様な機能に着目し、雨水流出抑制・浸水軽減、暑熱対策、地域の歴史・文化を守ることによる地域アイデンティティの醸成、地域コミュニティの形成など、具体の地域課題の解決に向けた目標も設定することが望ましい。

- ・ 都道府県、市町村の**役割分担**をふまえ、基本計画については、基礎自治体として「住民のニーズ等に応じた分かりやすい目標の設定」が望ましい旨を記載 論点④

広域計画 1 緑地の保全及び緑化の目標	基本計画 1 緑地の保全及び緑化の目標
・ 都道府県の緑地の現状や課題、緑地に対するニーズ等に応じた緑地の保全及び緑化を推進するため、本基本方針一2で示した目標以外の目標についても必要に応じて検討することが望ましい。	・ 市町村は、住民やにとって最も身近な基礎自治体であるため、各市町村の特性や住民のニーズ等に応じた分かりやすい目標の設定を行うなど、本基本方針一2で示した目標以外の目標についても必要に応じて検討することが望ましい。

- ・ 基本方針で示す目標については、さらに**都市緑地法運用指針において例示を行い、地方公共団体にわかりやすく示す予定** 論点①～⑥

○「緑地の配置の方針」や、「計画の実行に関する方針」の主な事項について記載

- ・ 緑地を系統的に配置し、適正に管理していくため、緑地の配置方針を定めることを記載しており、特に、都道府県、市町村の役割分担をふまえ、広域計画では「広域的・骨格的な緑地」の配置方針を定めるものとし、基本計画では具体的な都市の実情を反映するよう、「都市の構造、土地利用の動向等を考慮」すること、「住民に対して分かりやすく定めること」を記載 論点③、④

広域計画 2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	基本計画 2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
・ 緑地を特性に応じて系統的に配置し、適正に管理していくため、都道府県における都市緑地政策の理念やネットワーク性を踏まえた広域的・骨格的な緑地の配置方針等を定めることが望ましい。 ・ 一つの市町村の区域を超えた広域的観点からその配置計画を検討しなければならない緑地等については、市町村が基本計画を策定するに当たっての前提条件となるものであるから、広域計画においてその配置や保全の考え方を明確にしておくことが望ましい。	・ 緑地を特性に応じて系統的に配置し、適正に管理していくため、市町村における都市緑地政策の理念や都市の構造、土地利用の動向等を考慮して、緑地の配置方針を住民に対して分かりやすく定めることが望ましい。 —

- ・ 広域計画及び基本計画の実行、緑地のマネジメントに当たっては、役割分担、各主体間の連携が重要であることを明確化 論点④

広域計画 2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	基本計画 2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
・ 広域計画の実行に当たっては、地域住民や官民の関係主体、さらには行政内の様々な部局との情報交換・分担・連携が重要であるため、広域的な課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、流域治水など各種事業と相互に連携できるように都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を定めることが望ましい。 ・ 質・量両面での緑地の確保を図るためには、マネジメントの視点も重要であり、民間企業やNPO法人、住民等と連携した緑地の管理・運営などについても定めることが望ましい。	・ 基本計画の実行に当たっては、地域住民や官民の関係主体、さらには行政内の様々な部局との情報交換・分担・連携が重要であるため、地域課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、住民参加の促進に向けた方針、市町村内で実施される流域治水、など各種事業と相互に連携できるように都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を定めることが望ましい。 ・ 質・量両面での緑地の確保を図るためには、マネジメントの視点も重要であり、民間企業やNPO法人、住民等と連携した緑地の管理・運営などについても定めることが望ましい。

○施策として広域計画及び基本計画で定める「主な制度」や、「施策の記載にあたっての留意点」を記載

- ・都道府県、市町村の役割分担をふまえ、広域計画については、「**広域的な見地から**」の目標を実現するための施策を定めるものであることを記載
- ・基本方針一～三で示すように**多様な主体との連携**も重要であることから定めることが望ましい施策として明確化 論点③、④

広域計画 3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	基本計画 4 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
・ 広域的な見地からの目標を実現するため、水と緑のネットワーク形成、生物多様性の確保、防災・減災等に資する都市公園の整備・管理、緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大、公共公益施設や民有地の緑化の支援、緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発、都市緑化基金の活用、民間企業やNPO法人、住民等の多様な主体との連携、流域治水等の関連施策との連携等に関する施策の展開方策について定めることが望ましい。	・ 目標を実現するため、都市公園の整備・管理、緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大、生産緑地地区の決定等の方針、公共公益施設や民有地の緑化の支援、市民農園の整備等に関する施策の展開方策、生物多様性の確保等の観点からの樹林の質の維持・向上に向けた管理方策、緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発、都市緑化基金の活用、民間企業やNPO法人等の多様な主体との連携、流域治水等の関連施策との連携等に関する施策の展開方策等について定めることが望ましい。

- ・基本方針二で示す**都道府県の役割をふまえ**、広域計画に**市町村の取組の支援に係る内容**(検討や充実の参考となる観点や施策の具体例)等についても定めることを記載 論点④
- ・**Well-beingが実感できる緑地を確保**するため、特に管理の実務を担う市町村が定める基本計画に、**質を踏まえた緑地の管理にあたっての留意点**について記載 論点⑤

広域計画 3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	基本計画 4 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
・ 各施策を効率的・効果的に推進し、都市の緑地の質・量両面の充実を図るためには市町村との連携が重要であることから、市町村における基本計画の検討や充実の参考となる観点や施策の具体例等についても定めることが望ましい。	・ 緑地の機能は時間の経過とともに変化するものであることから、自然的環境が有するその不確実性を踏まえたうえで機能を十分に発揮できるよう維持管理を行うことや、その機能の発揮状況を随時モニタリング・検証することも重要。 ・ 緑地の維持管理については、地域住民の理解を得ながら緑地の安全性や健全性を保つことができるよう、樹勢の衰えた樹木、危険木等を伐採する必要性などの分かりやすい解説や、計画的な樹木の点検・診断、管理方策等について定めることが望ましい。

基本方針で定める広域計画・基本計画に関する事項

○基本方針で定める「広域計画及び基本計画の策定に関する基本的な事項」は、都市緑地法で規定される「広域計画及び基本計画についておおむね定める事項」としている。

○各事項に記載する内容については、基本方針の一～三の記載、都市緑地法運用指針を踏まえ案を作成

四 都道府県における**広域計画**の策定に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第4号)

五 市町村における**基本計画**の策定に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第5号)

基本的な事項

個別施策

その他

【前文】

- 1 緑地の保全及び緑化の**目標**(法第3条の3第2項第1号)
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項
(法第3条の3第2項第2号)
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
(法第3条の3第2項第3号)

- 4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
(法第3条の3第2項第4号)
- 5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準(法第3条の3第2項第5号)
- 6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項(法第3条の3第2項第6号)

- 7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項

【前文】

- 1 緑地の保全及び緑化の**目標**(法第4条第2項第1号)
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項
(法第4条第2項第2号)
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
(法第4条第2項第3号)

- 4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
(法第4条第2項第4号)
- 5 緑地保全地域内の保全に関する事項
(法第4条第2項第5号)
- 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
(法第4条第2項第6号)
- 7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項(法第4条第2項第7号)
- 8 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
(法第4条第2項第8号)
- 9 緑化地域における緑化の推進に関する事項(法第4条第2項第9号)
- 10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
(法第4条第2項第10号)

- 11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項

基本方針に定める主な内容【都市公園の整備及び管理に関する事項】

○都市公園の整備及び管理に関する方針を定めるにあたっての望ましい観点について記載

- ・都道府県、市町村の**役割分担**をふまえ、広域計画においては、都市公園の整備の方針について**広域的な観点**から定めること、基本計画においては、配置の方針について**市町村の区域全体の公園の統廃合・機能再編の方針**を定めること、整備の方針について具体的配置基準を定めることを記載 論点③、④
- ・管理の方針において、**官民多様な主体による管理等の方針**を定めることについて記載 論点④、⑤

広域計画 4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	基本計画 4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
・都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等を定めることが考えられる。 ・ <u>広域的な水と緑のネットワーク</u>の形成や生物多様性の確保の拠点となる都市公園の整備の方針、災害時に<u>広域避難地や防災拠点等となる都市公園</u>の確保や都市公園間のネットワーク化の推進等 ・ <u>Well-beingの向上に向けた</u>都市公園の多機能性の発揮に資する管理、生態系ネットワークの向上に資する管理、<u>住民やNPO法人等多様な担い手との協働による管理や公園施設の集約・再編等を含めた公園施設長寿命化計画に基づく管理の方針等</u>	・市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等を定めることが考えられる。 ・人口減少に対応したコンパクトなまちづくりの推進や既存ストックの有効活用等の観点から老朽化した公園や開発行為により設置される公園等について、市町村区域全体の公園や緑地の配置を踏まえた統廃合・機能再編の方針や、緑化の推進等を含めた活用の方針を記載することが望ましい。 ・主要な都市公園のおおむねの位置及び規模、人口減少や少子高齢化等の状況、グリーンインフラとしての機能等を踏まえた都市公園の適正な配置、<u>身近な公園の空白地帯への優先的な整備</u>など、具体的な配置基準を定めること等 ・ <u>Well-beingの向上に向けた</u>都市公園の多機能性の発揮に資する管理、生態系ネットワークの向上に資する管理、<u>住民やNPO法人等多様な担い手との協働による管理や公園施設の集約・再編等を含めた公園施設長寿命化計画に基づく管理の方針等</u>

基本方針に定める主な内容【緑地保全地域内の緑地の保全】

○緑地保全地域の制度の趣旨の他、都市緑地法において、基本計画に記載が定める事項について記載

○都道府県については、町村の緑地保全地域の行為の規制または措置の基準を定めるが、施設整備等は町村が担うため、広域計画に記載する事項が「行為の規制または措置の基準」に限られている

- ・都市緑地法運用指針の「緑地保全地域」の項目の記載内容から、広域計画及び基本計画に定める事項に関する主要な留意事項を記載

広域計画 5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準	基本計画 5 緑地保全地域内の緑地の保全に関する事項
・緑地保全地域は<u>二以上の市町村の区域にわたるものについては都道府県</u>が、それ以外のものについては市町村が一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な保全を図ることを目的として定めるもの。	・緑地保全地域は二以上の市町村の区域にわたるものについては都道府県が、それ以外のものについて<u>は市町村が一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な保全を図ることを目的として定めるもの</u>。
○ 行為の規制又は措置の基準	(1) 行為の規制又は措置の基準 (2) 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 (3) 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 (4) 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

基本方針に定める主な内容【特別緑地保全地区内の緑地の保全】

- 特別緑地保全地区の制度の趣旨の他、広域計画及び基本計画に定める事項について記載
- 都道府県については、特別緑地保全地区の買取主体となるが、施設整備等の実施内容は主な都市計画主体である市町村が担うため、広域計画に記載する事項が「土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項」に限られている。

- ・ 都市緑地法運用指針の記載内容から、広域計画及び基本計画に定める事項に関する主要な留意事項を記載
- ・ **緑地管理の質**の向上を目的とした「機能維持増進事業」は都市緑地法改正に伴い創設されたため、実施の方針に係る記載を基本計画に定める事項として新たに追加 論点⑤
- ・ 土地の買入れ及び管理に関する事項では、買取の**役割分担**について定めるとともに、**緑地の意義を踏まえた保全・活用の方針、多様な主体の連携方針**を定めることを記載 論点②、③、④

広域計画	基本計画
6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
(土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項) ・ 緑地の特性に応じて都道府県と市町村の役割分担を定めるとともに、買入れた土地の管理の方針を定めることが望ましい。特に、複数の市町村にまたがる大規模な緑地については都道府県を土地の買入れを行う者として定めることが考えられる。 ・ 買入れた土地については、例えば、樹木の整枝、枯損木処理に重点を置くこと、住民の自然とのふれあいの場として公開すること、動植物の生息地又は生育地となる空間を保全し生物多様性を確保すること等の保全・活用の方針や、住民、NPO法人、民間企業など多様な主体との連携による持続的な管理の方法、そのような管理活動を都市緑化基金の活用により支援する方策等をあわせて定めることが望ましい。	(1)緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 (2)機能維持増進事業の実施の方針 ・ 「機能維持増進事業は、適正な管理がなされず荒廃する等により機能が低下した特別緑地保全地区内の緑地について、皆伐や択伐等により樹林を更新し、緑地の質の向上、緑地の機能の確保を図るもの (3)土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 ・ 緑地の特性に応じて都道府県と市町村等の役割分担を定めるとともに、買入れた土地の管理の方針を定めることが望ましい。 ・ 買入れた土地については、例えば、樹木の整枝、枯損木処理に重点を置くこと、住民の自然とのふれあいの場として公開すること、動植物の生息地又は生育地となる空間を保全し生物多様性を確保すること等の保全・活用の方針や、住民、NPO法人、民間企業など多様な主体との連携による持続的な管理の方法、そのような管理活動を都市緑化基金の活用により支援する方策等をあわせて定めることが望ましい。 (4)管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 (5)市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内 の緑地の保全に関し必要な事項

基本方針に定める主な内容【生産緑地地区内の緑地の保全】

○基本計画で定める事項のうち、「7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」～「10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」は、市町村の施策であることから、基本計画のみに定める事項となる。

- ・都市緑地法運用指針の記載内容から、基本計画に定める事項に関する主要な留意事項を基本方針に記載
- ・基本方針三において示す都市における農地の保全に関する施策の方向性を踏まえ、基本計画においても、生産緑地地区の指定や買取りの方針等や制度の活用を検討について定めることを記載 論点⑥

基本計画 7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項

- ・生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区の指定や買取りの方針等を定めることが望ましい。
- ・生産緑地地区の新規・追加指定や特定生産緑地の指定、生産緑地の買取りに関する基本的な方針や、他の緑地保全施策と連携した農業景観の保全方針のほか、防災協力農地としての協定締結の推進、市民農園の設置や都市公園における農に触れあう機会の充実を推進するといった活用方策等について記載することが望ましい。
- ・生産緑地地区指定や買取りに係る方針については、地域の実情に応じて指定等を積極的に行う区域を定めることも考えられる。その際は、生産緑地地区に関する都市計画は、基本計画において生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が定められている場合においては、基本計画に則して定めなければならないとされていることを勘案し、将来都市農地の保全のために生産緑地地区として指定され得る地区全体を含めて区域を定めることが望ましい。あわせて、田園住居地域や地区計画農地保全条例の活用についても検討することが望ましい。
- ・基本計画を策定する時点で、生産緑地制度を活用していない自治体においても、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、積極的に当該事項を基本計画に記載することが望ましい。

- ・都市緑地法運用指針の記載内容から、基本計画に定める事項に関する主要な留意事項を基本方針に記載

基本計画

（８ 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項）

- ・当該市町村の都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて保全配慮地区を定め、当該地区において講ずる市民緑地契約の締結等、当該地区における緑地保全方策をおおむねの位置を特定し即地的に定めることが望ましい。

（９ 緑化地域における緑化の推進に関する事項）

- ・法第35条第２項に基づく緑化率規制の適用除外の許可、法第44条に基づき条例に定める管理の方法等に関する考え方、地域全体の緑化を効果的・総合的に推進するために講じる施策等について定めることが望ましい。

- ・緑化重点地区は、駅前や住宅地など多様な主体の関与が想定される地区で多様な主体が参画することが想定されることから、**多様な主体による官民連携の方針**を定めることを記載 論点④

基本計画

10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

- ・当該市町村の都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて緑化重点地区を定め、当該地区において講ずることとなる公共公益施設の緑化等の緑化施策についておおむねの位置を特定し即地的に定めるべきである。
- ・緑化重点地区においては、市町村による重点的な緑化施策に加え、**住民、NPO法人及び民間企業等において、ボランティア活動の展開等それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるので、積極的な地区の設定を行うとともに、都市緑化基金の活用による支援を含め、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。**

基本方針で定める広域計画・基本計画に関する事項

○基本方針で定める「広域計画及び基本計画の策定に関する基本的な事項」は、都市緑地法で規定される「広域計画及び基本計画についておおむね定める事項」としている。

○各事項に記載する内容については、基本方針の一～三の記載、都市緑地法運用指針を踏まえ案を作成

四 都道府県における**広域計画**の策定に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第4号)

五 市町村における**基本計画**の策定に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第5号)

基本的な事項

個別施策

その他

【前文】

- 1 緑地の保全及び緑化の**目標**(法第3条の3第2項第1号)
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項
(法第3条の3第2項第2号)
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
(法第3条の3第2項第3号)

- 4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
(法第3条の3第2項第4号)
- 5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の**基準**(法第3条の3第2項第5号)
- 6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項(法第3条の3第2項第6号)

7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項

【前文】

- 1 緑地の保全及び緑化の**目標**(法第4条第2項第1号)
- 2 緑地の保全及び緑化の推進の**方針**に関する事項
(法第4条第2項第2号)
- 3 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
(法第4条第2項第3号)

- 4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
(法第4条第2項第4号)
- 5 緑地保全地域内の保全に関する事項
(法第4条第2項第5号)
- 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
(法第4条第2項第6号)
- 7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項(法第4条第2項第7号)
- 8 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
(法第4条第2項第8号)
- 9 緑化地域における緑化の推進に関する事項(法第4条第2項第9号)
- 10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
(法第4条第2項第10号)

11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項

基本方針に定める主な内容【その他の基本的な事項】

○広域計画及び基本計画に関するその他の基本的な事項として、「住民意見の聴取・住民との連携」や、「関係市町村の意見聴取」、「必要に応じた計画の変更」に関する内容を記載

- ・ 広域計画、基本計画を定めるときは、都市緑地法において、あらかじめ、公聴会の開催や住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、**官民連携**を推進していくためにも住民の意見を計画に的確に反映していくことが望ましいことから、必要な措置を積極的に講じることを記載 論点④

広域計画 7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項	基本計画 11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項
・ 都道府県が広域計画を定め、あるいは変更を行おうとするときは、あらかじめ公聴会等住民の意見を反映させるために必要な措置を積極的に講じ、住民の意見を的確に反映させていくことが望ましい。これにより、広域計画並びにこれに基づく緑地保全及び緑化推進に対する住民の理解、協力が得られることが期待されるものである。	・ 市町村が基本計画を定め、あるいは変更を行おうとするときは、あらかじめ公聴会等住民の意見を反映させるために必要な措置を積極的に講じ、住民の意見を的確に反映させていくことが望ましい。これにより、基本計画並びにこれに基づく緑地保全及び緑化推進に対する住民の理解、協力が得られることが期待されるものである。

- ・ 広域計画を定めるときは、都市緑地法において関係市町村の意見を聴かなければならないとされており、必要な措置を講じることを記載

広域計画 7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項	基本計画 11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項
・ 都道府県が広域計画を定め、あるいは変更を行おうとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。	—

六 その他の緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

基本方針に定める主な内容【その他重要事項】

○基本方針一～五のほかに、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項として記載

- ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項として、都市の特性に応じた推進、**防災や環境に配慮したまちづくりとの連携、コンパクトシティの取組との連携**に関する項目を記載 論点④
- ・ 特に、コンパクトシティの取組との連携にあたっては、**区域の特性を踏まえ、農地を含めた緑地保全・緑化の取組を進めること**を記載 論点⑥

1 都市の特性等に応じた緑地の保全及び緑化の推進 について

- ・ 各地域における緑地の保全及び緑化の推進に当たっては、これらの地域性や都市の現状、将来見通しなど、**各都市の特性等に応じて進めていくことが必要**である。
- ・ **防災や環境に配慮した国土づくり、まちづくりと連動した、緑地の質・量の確保が必要**である。
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進の取組は、持続可能なまちづくりとして**コンパクトシティへと都市を再構築する取組との連携も重要**である。
- ・ このため、例えば、都市機能誘導区域においては、賑わいの創出、回遊性の向上のための緑とオープンスペース空間を確保すること、居住誘導区域内においては、市民の憩いや交流の場等となる都市公園や市民農園を整備、再生すること、居住誘導区域外においては、まとまった緑地の保全や農地の保全を推進して緑・農と共生したまちづくりを目指すことなど、**それぞれの区域に応じた緑地の保全・活用方策を活用**することにより、**コンパクトなまちづくりと緑地確保の取組を連携して進めること**が望ましい。

- ・ デジタル技術の活用、情報開示の取組の重要性について記載

2 デジタル技術の活用等 について

- ・ 戦略的な緑地の保全、緑化の推進のためには、**都市の情報や緑地の確保状況、利用状況等の基礎的な情報を継続的に把握**するとともに、研究・技術開発の推進、住民参加の促進のために、これらの把握した**情報開示の取組を進めていくことも重要**である。また、**デジタル技術等を活用し、エビデンスに基づく分析や施策の検討**を行うことが重要である。
- ・ このため、3D都市モデルの建物形状を活用したヒートアイランド現象に対する緑地の効果のシミュレーション、生物多様性の保全に対する緑地の効果の見える化など、**エビデンスに基づく政策立案や、緑地の効果を分かりやすく見える化**する手段等としてデジタル技術の活用を推進することが望ましい。